



鳥取県公報

令和6年9月24日（火）
第9631号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 指定障害児通所支援事業者の指定（544）（西部総合事務所県民福祉局）・・・2
- ◇ 選管告示 個人演説会等を開催することができる施設の指定（35）・・・2
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（36）・・・3

告 示

鳥取県告示第544号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月24日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	こどものつむぎ3号	米子市淀江町西原1135-4	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	令和6年9月16日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

施設の名称	所在地
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目371-2
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目353-1
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目109
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目201
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目131
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目705
鳥取市立明德地区公民館	鳥取市行徳一丁目210-2
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目5-22
鳥取市立美保南地区公民館	鳥取市叶286
鳥取市立稲葉山地区公民館	鳥取市卯垣五丁目57
鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目174
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷162-6
鳥取市立津ノ井地区公民館	鳥取市桂木307-11
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家79-4
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂365-2
鳥取市立若葉台地区公民館	鳥取市若葉台南二丁目16-1
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見752-1
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文76-1
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月22
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家207

鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海556
鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂950
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上167-1
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢543-3
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町894-14
鳥取市立湖南地区公民館大郷分館	鳥取市金沢16-2
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野1986-32
鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目202-1
鳥取市立湖山西地区公民館	鳥取市湖山町西一丁目512
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目1718-3
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市青葉町三丁目121-1
鳥取市立千代水地区公民館	鳥取市商栄町423-2
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目11-21
鳥取市立中ノ郷地区公民館	鳥取市覚寺118
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下1012
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷15-1
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原68-5
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本471-3
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目246-4
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川668
鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬45-1
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手459-1
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田186-21
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫784-6
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸15-1
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬253
鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩3-12
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原88-1
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本48-4
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木904
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮637-4
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村11-1
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津359-1
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野342
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方147-1
鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所351-3
鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根218
鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎384-1
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋110
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻257
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷4082-1

鳥取県選挙管理委員会告示第36号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会

等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和6年9月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町山口集会所	鳥取市用瀬町安蔵150